



選挙についてのQ&A (その1)

Q1 土地区画整理審議会の役割は。

A1 権利者の皆さんの意見をできるだけ事業に反映させるとともに、事業の公正を図るために、施行者である神戸市の求めに応じて、次のような役割を果たします。

- ① 仮換地の指定（宅地の配置換え）案などについて意見を述べること
- ② その他、土地区画整理法に定めることがらについて、同意したり意見をのべること

Q2 土地を共有していますが、共有者には全員選挙権があるのですか。

A2 いいえ、全員ではありません。共有者の中から代表者をお一人選んで代表者選任通知を提出してください。

Q3 土地の所有者が亡くなりましたが登記簿の名義は変えていません。
選挙権を得ることができますか。

A3 神戸市に相続届等を提出すれば、選挙権を得ることができます。

Q4 法人名義の土地を所有していますが投票できますか。

A4 投票できます。

Q5 土地を個人で3筆所有しています。1筆のみ所有している人と選挙での差異はありますか。

A5 個人で土地を所有している場合は、所有数に関わらず投票権は1票となります。

Q6 賃貸住宅に住んでいますが選挙権・被選挙権はありますか。

A6 選挙権・被選挙権を有するのは、土地の所有者または、借地権を持っている方です。
そのため、賃貸住宅にお住まいの方は、選挙権・被選挙権はありません。

Q7 選挙人名簿について教えてください。

A7 土地区画整理法に基づき、当該選挙において選挙権及び被選挙権をお持ちの方の氏名、住所、性別及び生年月日を記した名簿です。選挙人名簿作成基準日（11月10日）において、施行地区内に宅地を所有する方及び宅地について借地権を有する方を対象に、名簿を作成します。



選挙についてのQ&A (その2)

Q 8 選挙人名簿の縦覧期間は、何ができるのですか。

A 8 縦覧期間中は、選挙人名簿に記載されたご自身の氏名、住所、性別及び生年月日を確認することができます。また本人情報との相違をご確認された場合に異議の申出書を神戸市に提出し、選挙人名簿を修正することができます。縦覧期間を過ぎますと修正ができず、本人情報に相違がある場合に当該選挙に参加できなくなりますので、ご注意ください。

Q 9 所有権又は借地権を共有しているが、共有者全員に選挙権はありますか。

A 9 全員にはありません。選挙日（1月18日）までに共有者の中から代表者を一人選んで、神戸市に「代表選任通知書」を提出していただければ、その代表が選挙することが可能です。なお12月26日までに提出していただければ、被選挙権も有することができます。

Q 10 所有権と借地権の両方をもっていますが、選挙権・被選挙権はどうなりますか。

A 10 それぞれの権利につき選挙権・被選挙権を有します。ただし立候補できるのは、宅地所有者若しくは借地権者のどちらか一方となります。

Q 11 選挙で選ばれる審議会委員のうち、宅地所有者と借地権者の割合はどうなりますか。

A 11 権利者（所有者及び借地権者）の中から選ばれる委員の数は8名となっており、その内訳は所有者及び借地権者のそれぞれの総数におおむね比例するように定めることになります。もし借地権者がいない場合は、所有者の中から8名が選ばれます。

Q 12 補欠選挙すべき委員の数は、何名ですか。

A 12 令和7年12月末に、別途公告します。

Q 13 補欠選挙によって選ばれた委員の任期は、いつまでになりますか。

A 13 補欠選挙によって選ばれた委員の任期は、前任者の残任期間となるため、令和9年9月11日までとなります。